

社会保険等の未加入対策について【重要】

建設工事の技能労働者の処遇改善等による建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等を目的として、全国的に建設業者の社会保険等未加入対策の取組が推進されています。

※社会保険等・・・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

本市では、平成28年4月1日から、次の対策を実施します。

1 元請業者への対策

競争入札参加資格審査申請時に雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることを申請条件とします。

2 下請業者への対策

下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について一次下請業者（建設業許可業者）は原則社会保険等に加入又は適用除外の業者に限定します。

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請通知書により確認を行います。違反している業者がいる場合は、次の措置をとります。

(1) 措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合に下記の措置を行います。

ア 制裁金の課金 : 当該下請契約の10%を課金
(契約約款に条項を追加)

イ 指名停止措置 : 契約違反に該当し、1ヶ月の指名停止

ウ 工事成績評点の減点 : 指名停止措置に伴い減点を行う。

(※「特別な事情」とは、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことやその下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合です。ただし、市が指定した期間に当該業者が社会保険等に加入しなかった場合は、元請業者に対し、上記の措置を行います。)

(3) 建設業許可権者への通報

二次下請以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合は建設業許可権者へ通報を行います。

【平成28年4月1日以降に契約締結する契約書約款に下記の条文を追加】

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上である場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

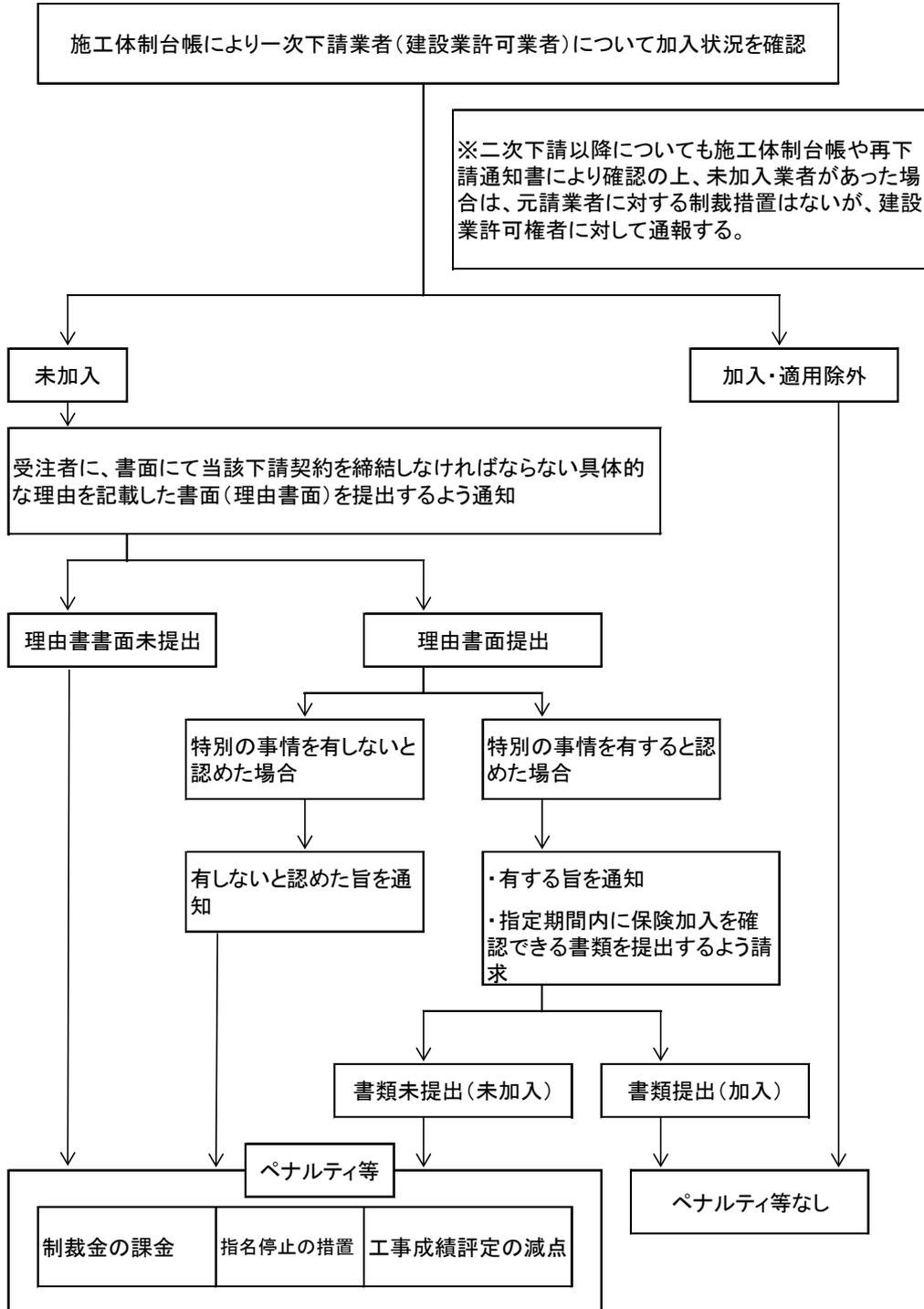
(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行したことを確認できる書類を発注者に提出しなければならない。

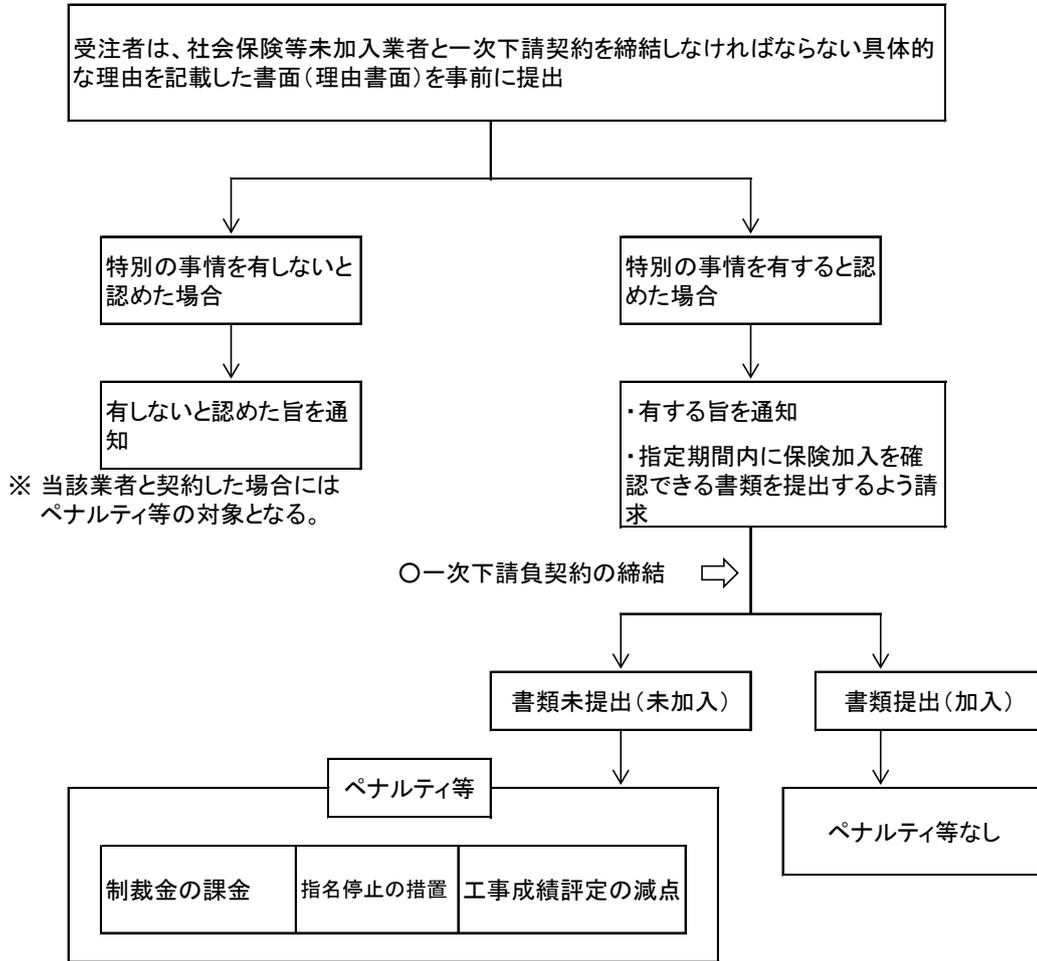
3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

下請業者に対する社会保険等未加入対策事務フロー



※「特別な事情」が認められる場合
 特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことやその下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合

「特別の事情」により社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結する場合



※ 「特別の事情」が認められる場合
 特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことやその下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合